

臺灣省田賦(地租)改征實物問答



567.35

9987

c.4

國三十五年



C.4

臺灣省田賦(地租)改征實物問答

臺灣省

臺灣省田賦征實問答

一 問？ 爲什麼把本省地租改收實物？

答： 田賦征收實物，是爲欲把糧大量實物，一方面用以充實軍糧，調劑民食，他方面藉以實行「以量控價」務使谷價能趨穩定毋使「穀賤傷農」或「穀貴傷民」爲其究極目的。

二 問？ 本省征實的地目，分爲幾種？

答： 分爲田，畑，建築敷地，養魚池，牧場，池沼，什種地，原野，山林，鑛泉地，鹽田等十一種。

三 問？ 各種地目是否都是征收實物？

答： 「田」的地目征收實物，其他的地目，因爲沒有生產米穀，所以一律折收代金。

四 問？ 田以外各地目折收代金折算的標準怎樣？

答：田以外各地目，一律照每公升稻谷折實幣拾元征收。假使用整斤爲單位，那就是每整斤按實幣六元折價征收。

五 問？假如我有一塊什種地，過去的地租正稅是一元，現在繳納代金，應該多少？怎樣計算？

答：地租一元加上縣市附加一元三角五分鄉鎮附加六角合計爲三元九角五分，照征實每元征收三公斤計算，要繳納稻谷八·八五公斤（即一四·七五整斤）現在不收實物，改以稻谷每公斤整幣十元折價，就要繳代金八十八元五角了。假如你這塊什種地，是在嘉南大圳區域，因爲缺水的關係，政府特別體恤，還可免繳納代金八十八元五角，按七·五折算就是繳納六十六元三角七分五厘。

六 問？田的地目，征收實物的折合標準怎樣？

凡是地租一元，一律折征乾燥蓬萊種或在萊種的稻谷三公斤，就是五毫

斤，不過征實征率是按地租正附各稅合併計算的，所以本租一元要加縣市附加一元三角五分鄉鎮附加六角合計二元九角五分，所以地租一元要繳八·八五公斤的稻谷，就是一四·七五臺斤的稻谷。

七 問？

田賦征實經征的事宜，由什麼機關來辦理？

答：由該管縣市政府和牠的所屬稅收機關——稅務稽征所——負責辦理。

八 問？

田賦征實經收的事宜，由什麼機關來辦理？

答：由各縣糧食事務所分所和倉庫負責辦理，必要時，可以委託

糧食加工廠（所）代辦經收業務。

九 問？

繳納實物，用什麼來計算重量？

答：是用公斤做計算的單位，每公斤是十公兩，每公兩是十公錢，錢以下是

四捨五入。

十 問？

公斤和臺斤怎樣折算？

答：每公斤等於一·六六六六七臺斤



十一 問？

繳納實物，應該繳納那一種稻谷呢？

答：

逐乘在乘兩種稻谷都可以，但不能多雜繳納。

十二 問？

稻谷驗收標準，政府有什麼規定？

答：

驗收稻谷的合格標準，政府規定如左：

一，要純淨乾燥的新谷；

二，米色要半透明的；

三，谷色要鮮明清潔，谷粒要飽滿未受病蟲害的；

四，濕度不超過百分之十三的；

五，泥沙，石屑，空谷，青谷，稗子，蟲粒等夾什物含量，不超過千

分之五的。

此外各種稻谷，還有以一定的容量——六臺計——檢定牠的重量不過要在五七，六公斤（即九十六臺斤）以上的，才算合於驗收標準。

十三 問？

經收人員對於驗收標準，如果有假借職權，故意留難應該怎麼辦呢？

答：可以報告主管機關，請求依法嚴懲。

十四 問：田賦征實，是什麼時候開始征收？

答：全年分爲兩期征收，各期開征日子，是由政府以命令定之。

十五 問：開征後要什麼時候征齊？

答：要在一個月內征齊，有必要時，鄉鎮公所會責令鄰里長挨戶查驗收單據，如果沒有繳納，就限期繳納。

十六 問：過期有沒有處罰？

答：從限滿那天起，半個月內完納的：照欠額加征百分之五，那就是說原來應納一百斤的，這時就要納一百零五斤，未滿一個月內完納的，照欠額加征百分之十，一個月以上還沒有完納的，由縣市經征機關開列欠戶名單，送請縣市政府傳案勒追，一面仍依照過期欠額加征處罰。欠戶經傳案勒追以後，還不繳納者，怎樣辦呢？

十七 問：由縣市經征機關或糧食事務所，報由縣市政府強制收取他的收益或其

他的資金，以抵償欠賦。

十八 問？

如果收益和資金不够抵償或沒有收益，怎樣辦呢？

答：

由縣市糧食事務所會同縣市政府，開具欠賦人姓名，請當地司法機關，把他的土地拍賣抵償，如有餘款，便交還原納賦人，如果他的土地和定着物可以劃分拍賣一部份，就够抵償欠賦的時候，欠賦人可以聲請拍賣一部。

十九 問？

田賦征實是否由業戶自動投繳？

答：

當然由業戶自動投繳。

二十 問？

投繳手續怎麼樣呢？

答：

開征的時候，業戶會接到通知單，通知單裏面有載明應繳稻谷的數量或代金的數目和地點日期，業戶要依額備便貨物或代金送到指定的場所繳納。

廿一 問？

通知單由什麼人送達呢？

答：通知單由稅收機關發交鄉鎮公所，轉發當地村里長送達，村里長不得匿存或藉故送還。

廿二 問？

如果通知單確實無法送達，應該怎樣辦？

答：要依照下列的規定辦理。

一，開明業戶姓名土地所在地，鄉鎮段號徵賦額，及通知號數，限繳實物日期，公告業戶或佃戶，自向指定場所，領取通知單，同時自動投繳實物。

二，指定地籍的人員，攜帶圖冊，會同當地村里長，於土地，鄉鎮段號，就地查戶，按戶問糧，同時檢查戶名在底冊更正。

廿三 問？

繳納實物和代金手續有什麼不同？

答：有不同。

廿四 問？

那麼繳納實物的手續怎麼樣？

答：業戶備足稻谷，隨帶通知單，到指定倉庫去把谷子繳交經收人員驗收

換領有編號的銅牌或竹簽，然後再把這竹簽和銅牌向經征人員換回納賦正式的收據。

廿五、問？

繳納代金的手續要怎麼樣？

答：業戶備便代金，隨帶通知單，到指定的鄉鎮公所去繳納，取得臨時收據，以後，再向鄉鎮公所換取正式收據。

廿六、問？

通知單如果失掉那怎麼辦呢？

答：通知單是繳納實物或代金的根據，要好好的保存，如果遺失，業戶應於規定繳納實物或代金期間以內，填具申請書連同案幣一元，向當地經征機關申請補發核算單。

廿七、問？

共有產和廟宇產，是由什麼人負責完納實物？

答：共有產和廟宇產，不問是否有戶無人承繼，都由經營人或使用人，負責完納實物。

廿八、問？

地方學田要不要完納實物？

答：要的。

廿九 問：祭產祀田的田賦，由什麼人來完納實物？

答：由當年輪值業戶，負責完納。

三十 問：經征機關催征實物，對於富紳大戶和公共團體的田賦，有什麼特別的

規定？

答：要依照財政部欠賦催征通則的規定辦理。

一，富紳大戶的田賦，應該提前限期完納清楚，如果過期還沒有繳清的便轉案追繳。

二，公共團體的田賦，應該提前限期完納清楚，如果過期沒有繳清的便把該團體負責人或經管人員傳案追繳。

三，公共團體田賦的滯納加罰之數，應該由主管人負責賠償。

卅一 問：土地遇有水，旱，風，雹，虫傷和其他災害，以致稻谷生產一部減少，或全無生產的時候，那怎麼辦呢？

：可於受災一個月內，報請鄉鎮長轉報縣市政府派員實地初勘屬實後，報請省財政處，民政處，糧食局會同派員實地覆勘，再行轉請中央財政部內政部，按受災情形減免。

卅二 問？

被災減免的分數，有怎樣的規定？

答：

應以被災土地最近三年間收穫平均數量做標準，牠的收穫未達二成者，准免全賦；收穫二成以上未達三成者，減免田賦十分之八；收穫三成以上未達四成者，准減免田賦十分之七；收穫四成以上未達五成者，減免田賦十分之六；收穫五成以上未達六成者，減免田賦十分之五；收穫在中稔六成以上者，不予減免。

卅三 問？

依據勘報災數規程的規定，被災土地是以畝為計算標準，但本省計算土地的慣例，是以甲為標準，那麼怎樣計算呢？

答：

可用每甲等一四·五畝來折算。

卅四 問？

征收人員對於繳納的田賦，時間有沒有限制？

答：經收人員對於納賦民衆送繳實物，應隨到隨收，不受時間的限制，如果到了散公時間，而實物還沒有收完，還要繼續收納，不得叫納賦者把實物挑回。

卅五 問：民衆對於完糧手續，如果有不明瞭的可向什麼人詢問，

答：各種完糧手續，除由經征經收機關隨時公告外，縣，市，區，鄉，村，里各級工作人員，都負有隨時答復民衆詢問的責任可以向他們詢問。經收實物所用的衡器和量器。如有不合標準或流弊時，應如何處置？

卅六 問：第一所用的衡器及量器原有一定之標準，經收人員如有變更衡器和量器致使不合標準時，納賦人民可以檢舉，第二納賦人如果認爲衡器量器有使用不公的弊害時可以請求當面復核。

附 譯 文 版

地租物納問答

問。どういふわけで本省の地租を物納に改めるのか。

答。政府は大量の現物を把握せんがために地租を物納に改めた。かくすれば、軍糧の充實、民食の調節が容易になるのみならず、政府が食糧市場を操縦するわけであるから、食糧価格が安定するに至るであらう。米價が下落すれば、生産者が損失を蒙り、それが上昇すれば消費者が食糧の騰貴のために苦しむのが世の常であるが、かゝる弊害を除くことこそ地租物納の究極の目的である。

問。本省に於いてはどんな種類の土地に地租物納が適用されるか。

答。田、畑、建築敷地、養魚池、牧場、池沼、雑種地、原野、山林、鑛泉地、鹽田等の十一種は何れもその適用を受ける。

問。以上の各種の土地は何れも物納であるか。

答。田は物納であるが、その他の種類の土地は米谷を生産しないから、何れも現物を貨幣に換算して納めることになつてゐる。

問。田以外の各種の土地の金納への換算標準を問ふ。

答。田以外の各種の土地に就ていへば、建築敷地のみはその最初に定められた租額が高過ぎたために、目下金納換算標準に就ては尙慎重考慮中であるが、その他の各種の土地は何れも叔五キログラムを臺幣十圓に換算して納入することになつてゐる。故に臺斤を單位とするならば、一臺斤は臺幣六圓に換算されることとなるのである。

問。若しここに雑種地があつて、以前の地租正税が一圓であつたとすれば、現在の金納地租は幾らになるか。而してそれは如何に計算されるか。

答。地租一圓に縣市附加税一圓三十錢、郷鎮附加税六十錢を加ふれば、合計二十九圓五錢となるであらう。物納の場合に於ては一圓が三キログラムに換算されるを以て二圓九十五錢は粃八・八五キログラム（二四・七五臺斤）に該當するが、この場合は金納であるから、粃一キログラムが臺幣十圓に換算されるとすれば、八十八圓五十錢を納入せねばならぬことになる。だが、若しこの土地が嘉南大圳區域にあるとすれば、同區域は目下灌溉が缺如してゐるので、政府はこれに對し特別の恩典を與へてゐる。即ち八十八圓五十錢の七十五%である所の六十六圓三十七錢五厘を納めればよいことになつてゐるのである。

問。田に於ける物納の換算標準は如何。

答。一圓の地租は例外なく乾燥蓬萊種或は在來種の粃三キログラム、即ち臺斤の五斤に換算される。だが物納率に於ては地租正副各税も加算されねばならないので、本租一圓に對し、縣市附加税一圓三十五錢、郷鎮附加税六十錢が加算されて、合計二圓九十五錢になる。故に一圓の地租に對しては、八・八五キログラム

即ち一四、七五臺斤の粃が納入されねはならないのである。

問。地租徴收の事務はどの官廳がこれを取扱ふのか。

答。納入者に對する種々の通知は、當該管轄縣市政府及び所屬收稅機關、例へば稅務稽徴所の如きがその責に當る。

問。それでは檢收はどの官廳がこれを行ふか。

答。各縣市糧食事務所とその所屬辦事處倉庫がこれを行ひ、且必要ある時は、糧食加工廠(所)にこの事務を委託することがある。

問。納入現物の重量の計算單位を問ふ。

答。キログラムを計算單位とし、十グラム以下は四捨五入とする。

問。キログラムと臺斤との換算比例を問ふ。

答。一キログラムが一、六六六七臺斤に當る。

問。どんな種類の粃を納入すべきか。

答。混り物さへなければ、逐乘種在來種の何れでも關はぬことになつてゐる。

問。籾の檢收標準に就ては、政府は何か規定する所があるか。

答。籾の檢收に就ては、政府は合格標準を左の如く規定してゐる。

一、混り物なく且つよく乾燥された新しい籾。

二、米色の半透明なるもの。

三、籾に就ては、色澤鮮明にして、ふくらみがよく、且つ虫害を受け居らざるもの。

四、濕度(水分)百分の十三を越えざるもの。

五、砂石、もみがら、あをもみ、ひえ、虫等の夾雜物の重量が全重量の千分の五を越えざるもの。

又籾に就ては、その一定の容量(従來の慣習では臺灣斗六斗)の重量を檢定される。即ち籾六斗の重量が五七、六キログラム(九十六臺斤)に達せねば檢收標準に合格せぬわけである。

問。徴收係員が檢收に際し、職權を濫に着てことさらに種々の難癖をつけるこ

とがあつた場合にはどうすればよいか。

答。主管機關に報告して、法による嚴罰を要求すればよい。例へば糧食局長や同事務所長等に親展書を以て密告すればよいのである。

問。徴收は何時より開始されるか。

答。一年を二期に分けて徴收する。各期の徴收開始日は政府が命令を以てこれを定める。

問。徴收の完了は何時頃になるか。

答。一個月以内に完了するが、その必要のある時には、郷鎮公所が隣里長（隣組班長）をして各戸の檢收濟證を檢査せしめ、かくして滞納者を摘發し、期限を定めてその納入を督促することになつてゐる。

問。納入期限を越えたるものは如何なる處罰を受けるか。

答。期限滿了後半個月以内に納入を完了せるものは、滞納額にその百分の五を加へて納入せねばならない。即ち本來ならば百斤納入する所、この場合に於ては

百五十斤納入せねばならないわけである。期限滿了後一個月以内に納入を完了せるものは、滞納額にその百分の十を加へて納入せねばならない。期限滿了後一個月を経るも尙未だ納入を完了せざるものに對しては縣市の徵收機關はその名を滞納者名簿に記入し、縣市政府にこれが追究方を依頼すると同時に、その滞納額及その期限を越えたがために課せられる所の追徵額をも徵收することになつてゐる。

問。縣市政府より追究を受けても尙納入をしない滞納者に對しては如何なる處置が取られるか。

答。縣市徵收機關或は糧食事務所がその旨を縣市政府に報告し、後者をして滞納者の収益或はその他の資本金を強制沒收せしめ、これを以て滞納地租を償ふものとする。

問。収益と資本金が滞納地租を償ふに足らないとか或は収益が上らないといふやうな場合はどうするか。

答。縣市糧食事務所が縣市政府と立會の上、滞納者氏名を現地の司法機關に申

告し、後者が滞納者の土地を競賣に付することによつて滞納地租の代償を取る。
この代償を取つて後尙殘金があるならば、それは先の滞納者に返還される。若し
滞納者の土地及地上物の一部を以て十分に滞納地租を償ふに足る場合、滞納者は
一部の節賣を請求してもよいのである。

問。現物地租は地主が自發的にこれを納入するのか。

答。勿論地主が自發的にこれを納入する。

問。納入手續を問ふ。

答。徴收開始に際し、地主は「通知單」を受取るであらう。「通知單」には納入
すべき粒の數量或は現金の金額及場所期日等が明記されてゐる。地主はこれを根
據として現物或は現金を準備し、指定された場所へこれを持って行つて納入する
のである。

問。「通知單」を發送するのは誰か。

答。「通知單」は、收稅機關より郷鎮公所經田現地の村里長へ一先つ送付せられ、

村里長より更に各地主、小作人へ送達される。村里長はこの送達をおくらせたり、或はことさらに「通知單」を郷鎮公所へつつかへしたりしてはならないことになつてゐる。

問。若しどうしても「通知單」を送達することが出来ない場合はどうするか。
答。次の規定によつて處理される。

一、地主の氏名、土地所在地、郷鎮内に於ける區切り、甲敷、租額及通知番號納入期限等を明記し、これを公告する。公告に接した地主或は小作人は、指定場所へ出頭して「通知單」を領取し、現物を納入する。

二、税務人員が地圖土地臺帳を携へて、現地村里長の立會の下に、土地や郷鎮内の區切りを基準として、農戸の實地踏査を行ひ、且つ各戸の納入すべき地租の數量を調査する。又各戸の氏名の再調査を行ひ、臺帳に誤りがあればこれを訂正する。

問。物納と金納との手續には如何なる相異ありや。

答。同じではない。

問。然らば物納の手續は如何。

答。地主が収及「通知單」を携へて指定倉庫に至り、収を納入するのであるが、納入に際し、徴收係員の檢收が行はれる。檢收が済めば、番號札を渡されるが、これは後から正式の納入濟證明書と交換されねばならない。

問。金納の手續を問ふ。

答。地主が現金と「通知單」を携へて指定された郷鎮公所へ出頭して納入を行ふ。この際に於ても假受取證が交付されるが、後から郷鎮公所でこれを正式の受取證と引換へることを忘れてはならない。

問。「通知單」を紛失せる場合は如何に取計ふべきか。

答。「通知單」を紛失せしものは、規定された物納或は金納の期間内に於て、申請書を作成しこれに臺灣銀行券一圓を添へて現地の徴收機關に對し、「核算單」の交付方を申請せねばならない。これが「通知單」の代りになるのである。

問。共有地や社寺田等は誰がその物納の責任を負ふか。

答。共有地や社寺田は、名義上の所有者と事實上の小作料徴收者とが往々にして一致せぬことがあるから、管理人や使用人が物納の責任を負はねばならない。

問。地方の學田も物納を行はねばならぬか。

答。然り。

問。祭祀田の地租は誰がこれを納入するか。

答。その年の當番者が納入の責任を負ふ。

問。徴收機關が納入督促を行ふに際し、富豪、紳士や公共團體の地租に對し、何か特別に規定する所があるか。

答。財政部の納税督促通則の規定する所に從つて次の如く處理する。

一、富豪、紳士の地租は期限前に納入を完了すべきであり、期限を過ぎても尙納入を完了せぬものに對しては早速これを追究する。

二、公共團體の地租も亦期限前に納入を完了すべきであり、期限を過ぎても

尙納入を完了せぬものに對しては、該團體の責任者或は管理人を追究することになつてゐる。

三、公共團體の地租滞納に對する追加的徵罰額は管理人の負擔に歸するであらう。

問。土地に水害、旱災、風雹、蟲害等の災害があつて、その結果穀の生産が減少し、或は生産全くなかつた場合にはどうするか。

答。罹災後一ヶ月以内に、郷鎮長經由縣市政府宛に災害調査方を申請し、調査の結果申請に偽りなきことが判明すれば、縣市政府は更に省の財政處、民政處、糧食局に請ふて三者立會の上實地調査をして貰ひ、然る後に省を經由して中央の財政部内政部に請ふて、罹災狀況に相應せる所の減租或は免租を行つて貰ふことになつてゐる。

問。罹災減免の標準や割合に關し如何なる規定ありや。

答。罹災土地の最近三ヶ年の平均收穫數量を標準とし、その收穫が二割に達せ

ぬものは全免、收穫が二割以上三割未満のものは地租の十分の八を減免、收穫が三割以上四割未満のものは地租の十分の七を減免、收穫が四割以上五割未満のものは地租の十分の六を減免、收穫が五割以上六割未満のものは地租の十分の五を減免、收穫が中位にして、即ち六割以上に達するものは不減免といふことになつてゐる。

問。災害調査報告規程の規定によれば、罹災土地は畝を計算標準とする。だが本省の土地計算慣例では、甲が標準となつてゐるが、然らば計算は如何なる標準によるべきか。

答。一甲を一四、五五畝に換算すればよい。

問。地租の納入は、執務時間以外に於ても、これを行つてよいか。

答。民衆が地租を納入する場合、徴收係員は如何なる時間であるを問はず、これを受付けねばならない。退勤時間になつても納入が完了せぬ場合に於てさへ、その納入を打切ることとは許されない。

問。納入手續に關し、疑問ある場合、これを誰に質問したらよいか。
答。納入に關する各種の手續は勿論徴收機關がその時々の時にこれを公告し、
が、縣、市、區、郷、村、里の各級の職員も、民衆の質疑に對しては、何時でもこ
れに對し返答を與へねばならない義務を負つてゐる。故に彼等に質問すればよい
のである。

問。徴收に際して用ひられる所の度量衡器が標準に合はなかつたり、或は秤量
に關する不平が行はれた場合には、どう處置すればよいか。

答。徴收に際して用ひられる度量衡器は勿論一定の標準があるが、徴收係員が
擅自にこれを改造し、標準に合はぬものにした場合には、人民はこれを告發しても
よいことになつてゐる。又度量衡器の操り方に不正ありと認められる場合に於て
も、人民はその場で再看査を要求することが出来るのである。



002822622

